

沖縄県内国公立大学薬学部設置構想募集要項

1 目的

本県には薬学部（科）を設置する大学がなく、人口10万人あたりの薬剤師数は全国最下位の状況にあり、県内では慢性的な薬剤師不足の状況が続いている。

将来の薬剤師需給の見通しも厳しい中で、このままでは、県内の地域医療にも大きな影響が出ることが懸念される。こうした状況を抜本的に改善することを狙いとして県内国公立大学への薬学部設置を早期に実現するため、令和5年2月に沖縄県内国公立大学薬学部設置に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を示したところである。

また、県は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、県内国公立大学への薬学部設置に対し、薬学部の設置に必要な人的・技術的協力、国への要望、その他薬学部設置のために必要な支援を行うとしていることから、薬学部の設置を希望する大学を下記のとおり募集する。

2 応募要件

今回の薬学部設置構想の提案募集に応募できるのは、沖縄県内の国公立大学とする。

3 募集期限

令和5年12月8日（金）17時まで。

4 応募方法

(1) 提出書類

上記募集期限内に、下記(2)に記載の提出先まで、次のア～ウの書類を電子メールに添付して送信・提出すること。

ア 応募提案書（様式1）

イ 設置構想概要書（様式2）

ウ 設置構想（A4であれば、様式自由）

基本方針内の【留意事項（必要な条件）】への対応内容を含めた上で、下記(ア)から(ケ)に沿って記載すること。なお、各留意事項について記載する場所を参考として記載しているが、違う場所に記載してもよい（構想提案書の作成に当たっては、別紙「構想提案書作成要領」を参照のこと）。

(ア) 薬学部設置の意義

(イ) 設置を目指す薬学部の特色

(ウ) 薬学部設置によって期待される効果の実現に向けた方策

a 地域医療の向上【留意事項(2)(5)(6)】

b 地域活性化の推進【留意事項(9)】

c 新たな産業の創出の可能性の拡大【留意事項(7)】

- d 全国・世界への貢献【留意事項(8)】
- (エ) 財政計画
- (オ) 県に求める支援
- (カ) 学生・教職員の規模（入学定員・収容定員）【留意事項(1)(3)】
- (キ) 開学時期と整備スケジュール
- (ク) 設置予定場所
- (ケ) 大学関係者との検討状況

(2) 提出先

沖縄県保健医療部 衛生薬務課（担当：川崎、中村）

E-mail：aa024100@pref.okinawa.lg.jp

TEL：098-866-2055

※提出書類を添付した電子メールの送信後、必ず上記提出先まで電話し、メールの受信確認を行って下さい。

(3) 不受理及び無効に関する事項

- ア 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。それ以外の言語及び通貨を用いる書類は受理できません。
- イ 応募資格を有しない者の提案、又は事実と異なる内容の提案など、不備がある提出書類は受理できません。
- ウ 提出書類に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、提案を無効とさせていただきます。この場合、提出書類のファイルは削除いたします。

5 選定

(1) 選定方法

- ア 県が設置する審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションに基づき採択可否を審査します。※開催日時等については、後日連絡いたします。
- イ 審査は非公開で実施することとし、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じません。
- ウ 審査後、応募のあった全ての提案者に対し、採択又は不採択の結果を通知します。その際、採択条件として提案内容等の見直しをお願いする場合があります。

(2) 審査項目

審査は主に次の項目について行われます。

- ア 基本方針を踏まえた内容となっていること（必要な条件に記載された方策は漏れなく記載されていること）。
- イ 設置を目指す薬学部は、理系進学希望者の県外流出抑制や県外からの入学希望者増

加等が期待される特色のある学部となっていること。

ウ 薬学部設置によって期待される下記(ア)から(エ)の効果を実現するための方策が優れていること。

(ア) 地域医療の向上

(イ) 地域活性化の推進

(ウ) 新たな産業の創出の可能性の拡大

(エ) 全国・世界への貢献

エ 実施における経済性が優れていること。

オ 薬学部設置の早期実現が期待される内容であること。

カ 設置に向けた関係者間での検討状況が確認できること。

(3) スケジュール (予定)

令和5年9月1日(金)	-----	公募開始
12月8日(金)	-----	公募締切
12月下旬	-----	審査委員会
12月末	-----	結果通知
令和6年3月中旬	-----	協定書締結

6 留意事項

ア 提出いただいた書類は、沖縄県が薬学部の設置を支援する大学の選定のためにのみ用いることとし、提案内容の秘密は厳重に管理いたします。

イ 県と支援対象として採択された大学との間で薬学部設置に関する協定書の締結に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて協議を行い、協定書を締結するものとします。また、提出のあったいずれの提案内容も妥当でないと判断した場合には、再公募することがあります。

ウ 支援対象として選定された大学は、協定締結後においても、大学の状況や社会状況等の変化を踏まえ、県と協議の上、協定を「見直す」ことができます。

7 問い合わせ

問い合わせは、メール又はFAXを送信の上、電話にて到着確認をお願いします。

回答は、各大学のご担当者宛に、沖縄県の衛生薬務課よりご連絡いたします。

なお、審査の経過等審査に関するお問い合わせには応じられません。

【問い合わせ先】

沖縄県保健医療部衛生薬務課 (担当: 川崎、中村)

E-mail: aa024100@pref.okinawa.lg.jp

FAX: 098-866-2723 (TEL: 098-866-2055)